

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和6年5月23日（木） （午前・ <u>午後</u> ） 2 時 開 会 （午前・ <u>午後</u> ） 2 時 45 分 閉 会
開催場所	市役所南館 3 階 防災会議室
議 長	岡田 春男（大阪学院大学名誉教授）
出 席 者	今枝 史絵（弁護士）、浦野 祐美子（人権擁護委員）、 岡田 春男（大阪学院大学名誉教授）、城谷 星（法人理事長）、 森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）、森 正治（公募市民）、安尾 勝彦（公募市民） 【7人】（敬称略、五十音順）
欠 席 者	なし
事務局職員	樋之津法務コンプライアンス課長、駒井法務コンプライアンス課長 代理兼コンプライアンス係長、南職員、高宮職員【4人】
開催形態	<u>公開</u> ／非公開
議題（案件）	(1) 令和5年度個人情報保護制度の運用状況について (2) その他
配布資料	議題(1) 資料

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	【開会】 事務局 本日は、お忙しい中ご出席いただき感謝申し上げます。ただ今から、令和6年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会を開催する。 本日は委員7人全員のご出席をいただいているので、茨木市個人情報保護運営審議会規則第5条第2項の規定により、会議は成立している。 事務局の職員については、昨年度と変更はない。 本日は、事務局から昨年度の個人情報保護制度の運用状況について報告する予定である。この後の議事進行は、審議会規則第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただく。 岡田会長 事務局 では、議事を進める。本日、傍聴者はいるか。 いない。 【議題(1) 令和5年度個人情報保護制度の運用状況について】 岡田会長 議題(1) 令和5年度個人情報保護制度の運用状況について、事務局から説明をお願いします。 事務局 ＜令和5年度個人情報保護制度の運用状況について報告＞ 岡田会長 事務局の説明は終わった。何か質問、意見はないか。 安尾委員 目的外提供のところで、提供元の事務の名称として「軽自動車税の課税事務」と書いてあり、その横の提供理由には放置自転車等と書いてあるが、この関係性はどう理解したらいいか。 事務局 「放置自転車等」としている中に、原動機付自転車も含まれている。原付のナンバーを管理している担当課が、照会に対し、所有者を答えている。 安尾委員 自転車のイメージがあったので質問したが、承知した。 次に、内部監査結果報告とあるが、私が忘れてしまったのかも分からないが、監査の全体像がつかめなくて。通常、監査をする場合は、年度の監査計画を立てて、どういう理由で監査対象を選んで、誰が監査をするか、誰に監査報告をするかというフレームワークがあって、その上で実施して、結果はこうだった、という流れかと思うが、その全体像がちょっとつかめない。 事務局 おっしゃっていただいたように、まず、監査をする前に、どこを対象課とし、いつ、どのような内容につき、といった実施計画を策定している。計画に沿って監査を実施し、その結果をまとめたのが今回配布した資料である。 安尾委員 被監査部門は書いてあるが、誰が監査したのか浮かび上がってこない。監査責任者とあるが、責任者が実際に自分で監査をして、副市長に報告しているのか。私の推測だが、別に個人で監査する人がいて、その責任者が、ここに書かれている監査責任者に当たるのではないかと。監査する人と監

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	査を受ける人、その結果を報告する人。その構造を見ないと、変な言い方をすると、監査の独立性が損なわれてしまって、実効を伴わない、形式上の監査になるケースがある。茨木市の場合は分からないが、他ではそういうことが結構ある。その辺はどうか。 監査を実施するのは、担当課から独立している情報システム課と法務コンプライアンス課になる。実地検査での細かいチェックなどは担当者が行って、その後に、責任者に結果を報告する。
安尾委員	重要なのは、監査の独立性が担保されるのかどうかである。内部監査をやりました、と形だけ整えて終わるのは、私に言わせてみると、時間の無駄である。実効性を得るために監査をしているなら、それをやはりクリアにすべきではないかと思う。もっとも、茨木市の内部監査のあり方を分からないまま、一般的な組織における監査論を申し上げているだけだが。
事務局	監査については、市で定めている個人情報の適正な取扱いに関する取扱指針で定めている。監査員として、法務コンプライアンス課長と情報システム課長が、総括の監査責任者として、総務部長、企画財政部長が充てられている。特定個人情報の所管が企画財政部になるので、こういう形である。実務としては、情報システム課の職員と法務コンプライアンス課の職員が、実際担当課の事務室に行き、取扱状況を確認する予備監査（実地調査）を実施して、その上で何か問題点等があれば、監査の場で指摘するという形にしている。
安尾委員	ある部門で保有する、あるいは、取り扱う個人情報に対して、その部門の長が責任を持って管理をするという立場である。それに対して、横からのチェックがうまく機能しているのか、そこを確認したい。システムの監査に携わっている身としては、こだわりがあって申し上げた。
事務局	実際に現場を見るのは、法務コンプライアンス課の職員と情報システム課の職員になる。担当課のラインとはまた別の部署の職員が、第三者的な目で見るといってはしている。 ご指摘いただいた趣旨は分かるので、体制を明確化して、またお示しさせていただきます。
岡田会長	私は監査というのは2種類あると思う。個人情報保護の観点から言えば、個人情報漏えいして問題になっている状況での実態解明としての監査と、そういう事態にない段階での予防的な監査と。だから、今回に限れば、この程度になるのは、仕方ないのではないかと思う。
今枝委員	安尾委員がご質問した気がするが、監査対象課について、1年に2課だとかのくらいの期間で一周するのが気になった。あと、研修について、対象者が管理職、一般職それぞれ1名以上ということは、職員全員ではないと。その理由をご説明いただければ。
事務局	監査の期間については、対象の課が40課ほどあるため、単純に計算すると

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
今枝委員	1年に2課なので、約20年になる。研修対象職員については、法が適用された初年度であり、今回は管理職、一般職1名以上とした計画を立てた。研修自体は毎年度実施しないといけないこととなっており、毎年同じ研修を受けるのもどこかルーティン作業になってくるため、今後どのような形で実施するのが職員にとって一番受講しやすく、また、効果があるのか、検討していきたい。課によっては、課内で実際に報告している課もあると思うので、課内研修という形も含めて、今後検討していきたい。 初年度なので、全員を対象にという考え方もあるのかなと。課内での報告も全課していただきたいかなと。監査の頻度については検討いただきたい。
事務局	承知した。
森正治委員	私がちょっと混乱したので、整理のため聞くのだが、これは個人情報の取扱いに関する内部監査であると。
事務局	そうである。
森正治委員	システム部門がしている他の監査もあって、おそらく幾つかの監査があるかと。
事務局	そうである。
森正治委員	監査を受ける側からすると、今回どの監査を受けているのかが分からなくなってしまう可能性がある。情報システムに関する監査と、個人情報の取扱いに関する内部監査と、それ以外のもの。どこが整理するのか分からないが、監査の種類やそれぞれの目的を、どこかで周知した方がいいのではないかと考える。
事務局	承知した。
森正治委員	先ほどの頻度の話だが、確かに個人情報の取扱いに関する監査は20年に1回かもしれないが、他のときにも監査の機会があるという話だから、先ほどの繰り返しにはなるが、対象になる課に対して、明確にした方がいいのではないかと考える。分かるようにしても、なかなか理解はしてもらえないと思うが。
事務局	個人情報保護に関する監査であるが、マイナンバーに関する監査としても、一緒に実施している形になっているので。その辺りも確かに分かりにくい。
森正治委員	特にこの建築課の「意見」の事項は、個人情報だけでなく、情報セキュリティに関する監査でも、絶対指摘されるところだと思われる。ここで初めて指摘されたのだとしたら、情報セキュリティに関する監査のときなど、今まですり抜けてきたのかと少し心配である。 今日の個人情報の話からは外れるかもしれないが、その辺を整理される中で、ぜひシステム部門に伝えていただきたい。
事務局	承知した。監査の対象が重なる部分が多いので、それぞれで指摘事項を共

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森隆知委員	有できるよう検討したい。 今回は監査報告ということでもいいかと思うが、こういう事例が発覚したということは、建築課だけの問題ではなく、まさに茨木市全体の問題なので、全庁的に通知なり、何かする必要があるかと思うが、その辺りしっかりご対応いただければ。
事務局	あと、表面的な話になるが、この監査は情報システム課と法務コンプライアンス課が行っているということだが、担当課からの対応報告書の宛先について、書き方が異なるのが気になった。
森隆知委員	意見があった課から改善等の報告を受けるという形になったが、決まった様式を担当課に示せていなかったため、こういう形になってしまった。今年度からは統一する。
事務局	安尾委員がおっしゃっていたように、監査対象となる課が、監査を担当するのがどこの課であるのかを自覚していなくて、課長に言っておけばいいかという感じになっているように見えるため、しっかりしていただければと思う。
岡田会長	承知した。 他の委員の先生方のお話を聞いていると、先ほどの発言は少しピント外れだったかもしれない。
森正治委員	もう一点参考のためにお聞きしたいのだが、個人情報取扱事務の開始等の状況について、昨年度廃止したものが多かったということだが、事業等がなくなったということか。
事務局	基本的には、その事務事業自体がなくなって、廃止されたということである。対象や目的等が変わったときは、取扱事務の変更として取り扱って、事務の方の届出をしている。
森正治委員	ということは、細かい話になるが、「茨木市献血推進協議会名簿作成事務」の廃止について、これは名簿を作成するというようなことは仕事としてなくなったということか。
事務局	廃止の理由は、事業完了による廃止としか担当課から聞いていないため、詳細は不明である。
森正治委員	細かいところを聞いて申し訳ない。続いていそうな話なのにと。思って。
事務局	お答えできず申し訳ない。
森正治委員	基本的には組織、仕組みそのものや事業がなくなったときに廃止するということか。
事務局	そのとおりである。
岡田会長	非常に細かいことを聞くが、保有個人情報開示請求運用状況の74で「勤務成績が分かる資料」を開示している。勤務実態に関する資料であれば、出勤や休暇に関する資料と想像するが、今回開示したものは具体的にはどんな資料なのか。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局 岡田会長 事務局	学校の講師に関する人事評価のようなものになる。 人事評価を本人に知らせるのか。 本来であれば、本人に開示するタイミングは決まっているが、求められた期間の途中で退職しており、当該期間外でお求めだったため、保有個人情報の開示請求で対応したものである。
岡田会長 事務局	本来なら、開示請求なしに渡しているものなのか。 そのとおりである。
岡田会長 安尾委員	承知した。他に何かあるか。 最近の事件で、仕事の中で知り得た秘密、個人情報をメモして持ち出したというものがある。茨木市でも、市の職員が全て業務をしている訳ではなくて、外部企業に委託しているというところで、リスクがあちらこちらにある。今何かが起こっている訳ではないが、改めて注意しなければいけないと最近思うところだが、職業倫理だけでしか守れないみたいな部分もある。
岡田会長	その他何か意見はあるか。質問等ないようなので、令和5年度の個人情報保護制度の運用状況について、審議会として報告を受けることとする。
岡田会長 事務局	【議題(4)その他】 事務局から何かあるか。 現在予定されている諮問案件はないため、次回は今年度上半期の中間報告になる予定である。開催時期としては10月又は11月を予定しているので、時期が近付けば改めて日程調整を行いたいと考えている。 事務局からは以上である。
岡田会長	それでは、本日の議題についての議事が終了したので閉会とする。 【閉会】
	以上